## 新型コロナウイルス感染症 特別対応 UAゼンセン医療共済2022年11月1日以降新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方

医療共済ご加入の方および、すべての加盟組合宛に2022年9月に発送した『新型コロナウイルス感染症における「入院の特別扱い」対応の変更について』にてお知らせの、2022年11月1日以降に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方で、休業保障特約 (今後の医療共済の対応について 2. (2) 参照) を請求する際の診断書取付けについて一部変更しました。

- 1. 新型コロナウイルス感染症の陽性診断者に対する休業保障特約給付金請求時の取付書類の変更
- (1) 2022年11月1日以降に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方の自宅療養については、以下の基準\*1で入院給付金をお支払いしておりますが、入院給付金給付の対象にならない組合員で休業保障特約加入者については、医師の就業不能と判断する診断書と会社の休業証明書があれば、5日目以降休業保障給付金をお支払いするとしております。
- (\*1 入院給付金給付対象者の基準:65歳以上の方、入院の必要がある方、重症化の恐れがありコロナ治療薬\*2 投薬・酸素吸入実施された方、妊婦
- \*2 コロナ治療薬:①カシリビマブ(遺伝子組換え)・イムデビマブ(遺伝子組換え)(点滴薬))②ステロイド薬③ソトロビマブ(遺伝子組換え)(点滴薬)④トシリズマブ(遺伝子組換え)(点滴薬)⑤ニルマトレルビル・リトナビル(販売名:パキロビッドパック)⑥バリシチニブ(販売名:オルミエント/⑧と併用)⑦モルヌピラビル(販売名:ラゲブリオ)⑧レムデシビル(点滴薬))
- (2) 最近は、医療機関に受診することなく、検査キットで陽性結果を受け陽性者登録センター等に登録し陽性判定された方、家族 がコロナ陽性判定を受け電話のみでみなし陽性判定を受ける方が増えており、このような場合には病院の診断書がとることが できないので、休業保障特約の請求ができないのは不公平ではないかという意見が多く寄せられております。
- (3) 給付支払の公平さ、給付金請求手続きの簡便さという点から、今後<u>新型コロナウイルス感染症陽性診断者で自宅療養した場合</u> <u>の休業保障特約給付金請求に限定し、診断書提出を省略する</u>ことといたします。ただし給付日数は下記の通りとします。
  - 1) 診断書省略時の給付認定日数
  - ① <u>自宅療養期間</u>は現行の症状有の場合の一般的な基準:<u>8日間</u>
    - ※発症日を0日として以降7日間は自宅療養とする。
  - ② 実際に会社を休業した期間(土日、有休を含む)
    - ①、②の重複する期間を給付認定期間とする。
    - ※ただし実際に自宅療養期間が8日間を超える場合は、原則通り病院の診断書をご提出下さい。
  - 2) 休業保障特約請求時の提出書類
    - 医療共済給付金請求書+コロナ陽性を証明できる書類\*3 +休業証明書
  - \*3 氏名、陽性である事、陽性判明日の記載がある医療機関等のPCR検査結果報告書など、公的な書類

- 1)診断書省略時の給付認定日数
- ①自宅療養期間は現行の症状有の場合の一般的な基準:8日間
- ※発症日を0日として以降7日間は自宅療養とする。
- ②実際に会社を休業した期間(土日、有休を含む)
- ①、②の重複する期間を給付認定期間とする。
- ※ただし実際に自宅療養期間が8日間を超える場合は、原則通り病院の診断書をご提出下さい。

医療共済 休業保障特約給付金:医師の指示により、5日以上継続して自宅療養した場合に、5日目からお支払します。

新型コロナウイルス感染症 自宅療養期間

症状のある方(在宅療養の方):発症日(初めに発熱など症状が出た日)を0日として、その翌日から7日間。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
期間は8日間							

例: 休業証明書に10日間の休業期間が記載されているケース (会社が証明した休業期間に土日祝日、有給休暇が含まれていても構わない) 病気やケガの為「療養した期間」(自宅療養期間)と、休業証明書に記載された「休業期間」の重なった期間が給付対象期間

